nero / issociated nept	Sittly of Academic resources		
Title	現代トルコの改革主義的イスラーム復興運動に関する一考察 : フェトフッラー・ギュレン運動の理念を中心として		
Sub Title	Islamic activism in contemporary Turkey: a case study of the Gülen Movement		
Author	鈴木, 慶孝(Suzuki, Yoshitaka)		
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科		
Publication year	2014		
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学心理学教育学: 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.78 (2014.) ,p.63- 84		
JaLC DOI			
Abstract	The Gülen movement led by Fethullah Gülen involve the most influential Islamic community in contemporary Turkey. The Gülen movement provides a unique example of a faith-based civil society initiative. Islamic movements have often been perceived as being a reaction against democracy or modernity, and the Gülen Movement challenges such mainstream ideas about Islamic movements. The Turkish state has been controlling and nationalizing Islam under the rule of a Diyanet attempting to construct a state version of Islam to the extent ofcriminalizing popular Islamic actors and unofficial interpretations of Islam in the public sphere. Fethullah Gülen and the Gülen movement assert that the practice of tolerance and love is much needed in contemporary Turkey and promote respect for multi-ethnic and religious minorities. In this respect, the Gülen Movement seems to make a significant contribution to the democratization and modernization of Turkey, and because of the movement's influence and democratic activities, it has managed to escape the state's religious regulation. However, the Gülen movement's democratic activities have certain dubious characteristics that are not necessarily conducive to social inclusion. In particular, they presuppose the existing Turkish nation-state and Turkish Muslim historical legacy. In other words, they are in some ways complicit with the authoritative state ideology. However, in contemporary Turkey, various minority groups who have been denied a dignified existence and identity are now demanding equal rights and recognition. Therefore, a new framework of nation-state becomes a controversial matter. The main purpose of this paper is to explore the democratic function of the Gülen community in the socio-political realm, and the movement's activities, which seem to paradoxically promote both tolerance and an exclusive ideology.		
Notes	論文		
Genre	Departmental Bulletin Paper		
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000078-0063		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代トルコの改革主義的イスラーム復興運動に関する一考察

――フェトフッラー・ギュレン運動の理念を中心として――

Islamic Activism in Contemporary Turkey

----A Case Study of the Gülen Movement

鈴 木 慶 孝*

Yoshitaka Suzuki

The Gülen movement led by Fethullah Gülen involve the most influential Islamic community in contemporary Turkey. The Gülen movement provides a unique example of a faith-based civil society initiative. Islamic movements have often been perceived as being a reaction against democracy or modernity, and the Gülen Movement challenges such mainstream ideas about Islamic movements.

The Turkish state has been controlling and nationalizing Islam under the rule of a Diyanet attempting to construct a state version of Islam to the extent of criminalizing popular Islamic actors and unofficial interpretations of Islam in the public sphere. Fethullah Gülen and the Gülen movement assert that the practice of tolerance and love is much needed in contemporary Turkey and promote respect for multi-ethnic and religious minorities. In this respect, the Gülen Movement seems to make a significant contribution to the democratization and modernization of Turkey, and because of the movement's influence and democratic activities, it has managed to escape the state's religious regulation.

However, the Gülen movement's democratic activities have certain dubious characteristics that are not necessarily conducive to social inclusion. In particular, they presuppose the existing Turkish nation-state and Turkish Muslim historical legacy. In other words, they are in some ways complicit with the authoritative state ideology. However, in contemporary Turkey, various minority groups who have been denied a dignified existence and identity are now demanding equal rights and recognition. Therefore, a new framework of nation-state becomes a controversial matter. The main purpose of this paper is to explore the democratic function of the Gülen community in the socio-political realm, and the movement's activities, which seem to paradoxically promote both tolerance and an exclusive ideology.

Key words: Turkey, Islam Revival Movement, Fethullah Gülen, Civil Society, Islamic Democracy

キーワード: トルコ, イスラーム復興運動, ギュレン運動, 市民社会, イスラーム民主主義

^{*} 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻後期博士課程3年

1. 序論――現代トルコとフェトフッラー・ギュレン運動

トルコ共和国は1923年の建国以来,西洋近代化を目指した諸改革を実施してきた。その一方で,かつてのオスマン帝国を構築してきた民族的,宗教的多様性は,同質的国民国家形成の観点から抑圧されていった。だが,1945年以降の複数政党制による政治的競合関係の結果,様々なイデオロギーやアイデンティティーが表出していった。さらに,80年代以降のTiS(トルコ・イスラーム総合)政策¹¹ や新自由主義経済政策の導入,トルコからの分離独立を求めるクルド労働党(PKK: Partiya Karkerên Kurdistan)とトルコ軍との衝突によって生じた,大規模なクルド市民による国内避難民問題に端を発する社会変動²²,そして2000年代以降本格化したEU加盟交渉を契機とした民主化改革によって,既存の同質的国民国家の境界線が変容し,平等な認知と権利を求めるマイノリティー集団やイスラーム復興勢力が公的空間で精力的に可視化していった。本稿の分析対象であるギュレン運動もまた,トルコ国内の社会的多様性と民主主義の深化を希求し,また西洋近代的思想の優位性の下で構築されてきたムスリム像に対して静かな変革を投げかけている一大勢力である。

フェトフッラー・ギュレン(Fethullah, Gülen: $1941 \sim$) 3)を精神的主柱に据えた社会経済活動を展開するギュレン運動は教育活動,メディア活動,市民社会運動を主軸としながら,現代世界のムスリムが備えるべき近代性,道徳性,精神性に対する新たな姿勢を提示すると共に,愛と寛容を掲げた異宗教,異民族間の対話,社会的包摂を投げかけ,実践に移している。だが,時に「イスラーム民主主義」の適例として称賛されるギュレン運動は,その組織構造や理念,活動の政治性,不透明性を焦点にして,トルコ国内外での反発を数多く生み出している。特に「正しい」宗教的解釈と国民統合を担い,宗教的権威としてトルコ共和国の国家的アイデンティティーの守護を自任してきた宗務庁は,拡大していくギュレン運動に対して,敵対的な態度を形成している。また実際に,本稿でも詳細な検討を行っていくが,90年代以降からはギュレンとギュレン運動に対する敵対的な誹謗中傷キャンペーンが展開され,2000年にはギュレン自身が「反トルコ共和国,反アタテュルク 4 ,シャリーアに基づくイスラーム国家樹立」を目論んだとして,検察当局から起訴を受けている。現在,長らく盟友関係にあると見られていた親イスラームである公正発展党(AKP: Adalet ve Kalkınma Partisi)政権の閣僚と親族が関係した疑獄事件に関して,警察組織や司法に入り込んだギュレン運動のメンバーが捜査を主導し,「影の政府」として現政権の弱体化を図っていると言った報道が数多くなされるなど,現代トルコの政治社会的ファクターとしてのギュレンとギュレン運動に対する注目は,かつてない程に高まっている 5 0。

ギュレン運動に関する記事や研究は、90年代以降の彼らの躍進と比例するように増加しているが、必ずしも客観的、実証的なギュレン運動の実態把握が進んでいるわけではない。これは本稿でも検討を行うギュレン運動の擁護者と敵対者における主張の隔たりに如実に表れている。ギュレン運動は、市民社会活動を基盤にした民主的組織であると評価される一方、反動的で過激なイスラーム主義組織であるとも主張されている。またギュレンやギュレン運動が、国家主義者、民族主義者集団であるという主張もなされるなど、彼らへの評価は一定ではない。そして、各々が「そうあって欲しい」というイメージ像を反映した主観や推測によって議論が展開される傾向にある⁶。

従って、本稿の目的は、特定の偏見や誤認によって表象され、また時には実態以上の称賛を受ける ギュレン運動の、より客観的な評価を提示することにある。「ギュレン運動」というギュレンを司令塔 とする単純化された組織構造や、非常に政治化された「ギュレン運動」という実態そのものの妥当性を 検証し、中央集権的な「ギュレン運動」という存在やその機能を自明なものとして受容することで発生する認識論的な陥穽を是正することで、ギュレンやギュレン運動に対するより客観性に根差した評価を行うことを目指していく。さらに、ギュレン自身やギュレン運動が確かに民主的志向を有するという論理的帰結をギュレンやギュレン運動の活動、裁判事例から導き出していくが、また同時に彼ら自身が立脚している国家主義的、文化保守的アイデンティティーが、必ずしも社会的多様性やその包摂に寄与せずに、国家的アイデンティティーとトルコ性に依拠した国民像を補強するという従来の国家権力構造と協働関係にあるという矛盾した姿勢を明らかにする。

本稿では主に、ギュレン自身による著作やインタビュー資料によって、ギュレン運動の中核に影響を与えているギュレンの思想を中心に議論を進めていく。またギュレンが起訴された一連の裁判に関連する国家安全保障裁判所所属の検察官による起訴状、これに対して裁判所に提出されたギュレンとその弁護士による抗告状と答弁書、最高裁判所の判決を基に、ギュレンとギュレン運動をめぐる政治的争点を明らかにしていく。こうした議論により、ギュレン自身の主張と、ギュレンとギュレン運動に対抗的な組織や人物の主張との隔たりを理解することができ、より客観的な評価を下すことが可能になるだろう。

2. ギュレン運動の組織構造と活動概括――緩やかなネットワークと不透明性

1) ヌルジュ運動とギュレン運動――思想的潮流の系譜

先行研究では、ギュレン運動とは、オスマン帝国末期からトルコ共和国初期にかけて、押し寄せる西洋近代化改革とその思想的優位性の下で、如何にしてイスラーム的価値観を理論、実践面で解釈、体現していくのかを模索し続けたクルド人ムスリムであるサイード・ヌルスィー(Said Nursi: 1876?~1960)を信奉するジェマート(Cemaat: 信徒集団)であるヌルジュ(Nurcu)から派生した運動であるとみなされ(Vicini 2007: 433; Hendrick 2011: 68)、その思想的潮流や組織活動も、ヌルジュからの連続性の中で分析、評価される傾向にあり(Bilici 2006: 6-8; Tittensor 2014: 34-43),例えば Yavuz はギュレン運動を「ネオ・ヌルジュ運動」と呼称している(Yavuz 2004)。サイード・ヌルスィーは、宗教の政治的利用を禁止した刑法第163条による起訴、有罪判決を受けたことによって、人生の大半を投獄・軟禁状態で過ごした。またいわゆるヌルスィーを信奉し、その理念の普及を目指すヌルジュ運動づも、治安当局や宗務庁の監視対象であり、ヌルスィー同様、成員である信徒や学生にも幾度とない逮捕、起訴が行われてきた(Nereid 1997:76)。だが彼の著したイスラームと近代科学の融和を説いた「光の書簡(Risale-i Nur)」は、度重なる抑圧の中でも、ヌルスィーの思想を学ぶ学習サークル(Dershane)の信仰上の基礎として、全国に普及されていった®。

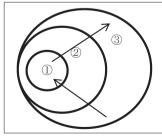
ギュレンも青年期にヌルスィーの著作に触れた経験から,その思想的影響を受けているとされているが,ギュレンはヌルスィーを「偉大なイスラーム学者」としつつも,自身がヌルジュであったことも,ヌルスィーの後継者であることも一貫して否定している(Gülen 2001b: 34)⁹。だが,ヌルスィーが志向していたとされる西洋近代的思想の優位性に対抗可能なイスラーム的価値観の再解釈,そして西洋近代文明の手法と目的に付随した個人主義,利己主義,物質主義への批判とは(Nereid 1997; Vahide 2005)¹⁰,後述するギュレンが信じるところのムスリムのあり方に対して非常に親和性があると言える。ギュレンはヌルスィーに関して「深い精神性と近代科学,現代世界に対して幅広い知識を有した高位のイスラーム学者であり,認知と帰依から神の本質を知ることによって,人間性はその嘆きから救わ

れ、真の進歩と幸福を達成できると信じていた」と評価している(Gülen 2004: 58-59)。ヌルスィーは、ケマリスト改革によって宗教的思想や理念を享受する場が著しく制限されたことから、Dershaneに代表される草の根の教育活動によるイスラーム的精神性の再更新を重視していたが(Vicini 2007:433)、教育を通じたムスリムとしての意識と社会変革という視座は、ギュレンにも共通したものである。だが当時において、ヌルジュ運動は個人レベルでのヌルスィーの思想への共感を生み出しても、決して社会的変革を生じさせるだけの社会経済的勢力を有することはできなかった。大衆的なイスラーム復興運動が、政治社会的アクターとして影響を与えるには、ヌルスィーの時代から更に四半世紀以上を経て、80年代以降の新自由主義政策下における市場経済システム、メディアの脱国家化、そしてTİS政策による国家的なイスラーム復興を追い風にしたムスリム中産階級層の台頭と、その主流化を待たねばならなかった。

2) ギュレン運動の組織構造と戦略的曖昧さ

「ギュレン運動」の活動に言及するに先立って、「ギュレン運動」という表現の妥当性を検討していく必要がある。いわゆるギュレン運動とは、フェトフッラー・ギュレンの理念や思想に共感を抱く人々による幅広いネットワークによる実践を指す。これには、経済活動やメディア、市民社会運動も含まれているが、こうした活動の全てがギュレン本人の意思や指示で行われているわけではない。実際にギュレンは、自身は活動を奨励しただけであり、いずれの組織活動や方向性、リーダーシップに関与したことはないとし(Gülen 2001b: 3,72)、「私を運動の指導者とし、中央組織が存在し、私が全機関に責任を負っていると見なす者は間違いであり、人々の善意を軽視している」と主張する(Gülen 2008)。「ギュレン運動」の公式サイトである FGülen.com¹¹⁾ は、「ギュレン氏は、「ギュレン運動」や「ギュレン・コミュニティ」という言葉に賛同したこともなければ、使用したこともない。彼はヴォランティア・サービスという呼称を好んでいる。それは政治性が含まれないからである」とした上で、「ギュレン運動は、全体主義的組織構造を有し、模索するものではない」「ギュレン運動に指導権なるものは存在しない。だが全体としてのギュレン運動は脱集権的であるが、市民社会内にある各組織のマネジメントに関しては、其々が統治を行っている」(FGülen.com 2012)とし、ギュレン運動とはあくまでも、ギュレンの理念に共感を得た人々による相互作用ネットワークであり、「ギュレン運動」の指揮系統を否定している。

表2-1 ギュレン運動のネットワーク想定図



- ①ギュレンとギュレン運動中核組織(企業,大学,社団,財団)の幹部層。だが サークル①の内部に,中核組織を統合する最高意思決定機関が存在するわけ ではない。
- ②意識的にギュレン運動に参加する支持層。
- ③無意識な参加者層(メディア, サービスの利用)
- ※矢印は、人や理念、資金、影響力の波及を示す。

(出典; Yavuz 2004; Hendrick 2013の議論を参考に,一部編成し作成)

Yavuzもまた、ギュレン運動を「運動」と見るべきなのか、それとも「ネットワーク」「コミュニティ」として見るべきなのかという疑問に対して、「私は「運動」という用語を使用する。運動とは、集合的な関与を通して達成しようとする、集合的な目的を持っている。目的を達成するには、ネットワークが必要である。ギュレン運動は多くのネットワークで構成され、水平的に組織化されている。緩やかなネットワークシステムの中で、伝統的価値観とコミュニティのイディオムが重要な役割を有している。運動として、ネットワークとコミュニティ、または倫理が統合されている」(Yavuz 2004)とし、ギュレン運動の非階層的な構造を主張する。この場合のギュレン運動を統合している集合的アイデンティティーとは、ギュレンという媒体を通した成員間の相互作用であり、集合的な目的とは、彼の提唱する異宗教、異民族間の対話と寛容、民主主義の擁護、イスラーム的精神性を蔑にしない近代的な教育の実施であり(FGülen 2012)、究極的にはその社会化である。Hendrick はこうしたギュレン運動の非階層性や性急さを要しない緩やかな集合的目的とは、外部からの政治的抑圧を回避し、また自身らを「非政治的」に見せるための戦略的曖昧さだと指摘する(Hendrick 2011: 64)。だが後述するように組織構造の曖昧さと柔軟なネットワークゆえに、時にギュレンの主張や理念と相反するような疑惑が、その実態の是非を問わずに、ギュレンとギュレン運動に帰結されることになる。

3) ギュレン運動の活動――黄金世代の育成

前述のように、ギュレン運動は緩やかなネットワークであるがゆえに、その正確な組織数や成員数を把握することはできない。検察当局はギュレンへの起訴状の中で、代表的なギュレン運動の組織として20以上もの組織を列挙しているが、その中には大手メディアであるザマングループ(ZAMAN)、サマンヨル・テレビ局(Samanyol TV)、アクスィヨン誌(Aksiyon Dergisi)、スズゥントゥ誌(Sızıntı Dergisi)、現代教育経営社(Çağ Öğrenim İşletmeleri A.Ş.)、ファティフ教育学習協会社(Fatih Eğitim ve Öğrenim Kurumları A.Ş)、ウフク教育経営商業社(Ufuk Eğitim İşletmeleri Ticaret A.Ş)、ビジネスライフ連帯同盟(İSHAD: İş Hayatı Dayanışma Derneği)、ファティフ大学(Fatih Üniversitesi)、そして、トルコ・ジャーナリストと著述家財団(GYV: Türkiye Gazeteciler ve Yazarlar Vakfı)や、保険会社、金融会社などが含まれている(T.C.ADGMCB 2000: 14-15)。

ギュレン運動の活動の本質を担うのは、メディアや経済活動ではなく、教育である。起訴状によるならば、ギュレン系列の学校と教育関連施設は92年以降に35か国で279施設建設されており (T.C.ADGMCB 2000: 12)、海外では主にトルコ系諸民族が住まう中央アジア諸国を中心に教育活動が展開されている 12 。一般的にギュレンが望んでいる次世代教育とは、イスラーム的理念と西洋近代的科学が融和した黄金世代(Altın Nesil)の育成であるとされているが(Gözaydın 2009)、ギュレンは何故教育が必要であるのかを以下のように説明している。

ギュレンの教育理念の底流にあるのは、宗教と科学の対立に端を発する西洋文明が極度の実証哲学主義、物質主義、個人主義、不寛容を生み出し、世界を席巻したことで、イスラーム的概念と知識が低下し、人間から精神性が失われたという認識である。そしてこの精神的充足の欠如や、宗教から分離した人生観、世界観を有した科学的物質主義が、二度の世界大戦や、現在のテロや紛争、独裁政治、環境汚染を引き起こしていると主張している(Gülen 2004: 193–197)¹³⁾。ギュレンは誤信に修正を加える科学的知識自体を高く評価した上で、「ベディウズザマン(ヌルスィー)¹⁴⁾が述べたように、教育の理解とは、科学と知識を宿した心と、信仰と美徳を宿した心を輝かせることにある。(中略)この理解が、物

質主義から、そして利益追求という有害な要因から科学を救いだし、物質的、精神的な観点から、科学が凶器となることを防ぐのである」(Gülen 2004:197)。また「我々の三大の敵とは、無知、貧困、分離」であり、其々を「教育、労働、対話・寛容」によって克服せねばならないと主張する(Gülen 2004: 198-199)。

ギュレンは、イスラームと実証科学の間に障害があるという「誤認」を生み出した既存の西洋近代的 思想の優位性を是正し、むしろイスラームが本来有する精神性を知識、人生、科学的真理の中に見出す ことで、社会の様々な問題の解決に寄与することが可能だとする。こうした近代科学と精神性を有し、 グローバルな課題に対処できる世代こそが「黄金世代」なのである。ギュレン運動は学校教育やメディ ア、ギュレンの著作の普及を通じて、彼のメッセージを送り続けている。

4) ギュレン運動の活動——GYVとアバント会議

ギュレン運動の中で最大の政治性ある市民社会活動は、前述の94年に設立され、ギュレンを名誉会長とする「ジャーナリストと著述家財団(GYV)」によって主宰されるアバント会議(Abant Platform)である。アバント会議は98年に第1回大会を開催し、国内外から数多くの知識人を招聘することで、トルコ国内外の諸問題に対して議論とアドボカシーを行っている。特にイスラームと世俗主義、民主主義との関係性や、教育問題、宗教的自由、トルコ国内で長年タブーとされてきた国内の社会的多様性、つまりアレヴィーやクルドといった、宗教的、民族的多様性に関しても議論を行い、最終提言を発表してきた。

ギュレンはGYVとアバント会議に関して、「GYVはトルコにおける寛容の代表格」であり「GYVが結成されてから今日まで、事態が我々の願うように進まない時でさえも、常に重要な活動を組織してきた。(中略)GYVは、我々の個人的なアイデアや意見に関係なく、討論すべき議題を提案してきた。結果として、他者を怖がる必要はない、人は望むものに出会えるということを我々に見せてくれた。アバント会議が今後開かれないということは、誤った憶測に縛られ、他者に対する重要な責任を放棄することを意味している」(Gülen 2004: 54)とし、ギュレンの提唱する寛容と対話を体現する組織、会合として称賛している。アバント会議は、トルコ国家が今日まで守護してきた国家的アイデンティティーの核心、すなわち母語としてのトルコ語や、宗務庁の正当性や機能的役割に関して疑義を呈し、それを公表していることから(Bozkurt 2008; Abant Platform 2009; 2013)、いわゆる世俗主義者やケマリスト勢力、宗務庁からは、警戒すべき存在として認識されていると言える。

事実、検察当局は、GYVとアバント会議を「国家と世俗主義の概念を傷つけ、極端な宗教主義活動を支持する」集団とし、諸個人の信仰の自由を妨げ、会議に集った集団の特定の問題意識に基づいて、国民の生活スタイルに介入する意図があるとして非難している(T.C.ADGMCB 2000: 49-50)。さらに90年代以降、ギュレンへの大規模な反発がメディア媒体を中心として活発化していった。ギュレンは2001年までに著作を45冊出版し、国内外のインタビューに数多く応じ、各地のモスクで説教を行った音声や映像を製品化するなど、勢力的な活動を展開していた(Gülen 2001b: 11-14)。またトルコ首相やローマ法王とも面会を行い、国内外の認知を飛躍的に伸ばし、多くの聴衆、支持者を獲得してきた。だが、ギュレン自身やギュレン運動の知名度の上昇と、国家的、政治的領域に踏み込んだ活動は国内から激しい反発と疑惑を生み出す要因にもなった。特に89年以降にギュレンやギュレン運動が行ってきた活動は、「反動主義的イスラーム」として一定のメディア、検察当局から判断されることになる。

表2-2 アバント会議の開催日・主催地と主なテーマ (第1回~第32回まで)

開催日	主催地	テーマ
1) 1998年7月19日	トルコ/アバント	イスラームと世俗主義
2) 1999年7月8日	トルコ/アバント	宗教, 国家と社会
3) 2000年7月21日	トルコ/アバント	民主主義による法治国家
4) 2001年7月13日	トルコ/アバント	多元主義と社会的融和
5) 2002年7月12日	トルコ/アバント	グローバリゼーション
6) 2003年7月11日	トルコ/アバント	戦争と民主主義
7) 2004年4月19日	米国/ワシントンDC	トルコのイスラームと世俗主義、民主主義
8) 2005年7月3日	トルコ/エルズルム	教育領域における新しい探究
9) 2005年12月3日	ベルギー/ブリュッセル	EU加盟: 文化/アイデンティティー/宗教
10) 2006年4月18日	フランス/パリ	フランスとの対話: 文化多元主義と欧州
11) 2006年7月17日	トルコ/ボル	グローバル政策と中東の未来
12) 2007年2月25日	エジプト/カイロ	イスラーム,西洋と近代化
13) 2007年3月17日	トルコ/イスタンブル	アレヴィー: 歴史と文化, 民間伝承
14) 2007年4月13日	トルコ/イスタンブル	トルコ: 第2回フランスとの対話
15) 2007年11月16日	トルコ/イズミット	トルコ共和国新憲法
16) 2007年12月14日	トルコ/イスタンブル	トルコ: 文明の架け橋
17) 2008年7月6日	トルコ/ボル	クルド問題: 平和と共存の模索
18) 2009年2月16日	北イラク/アルビル	平和と未来への共存の模索
19) 2009年3月12日	トルコ/アンカラ	新たな社会的コンセンサスへの民主主義
20) 2009年6月19日	トルコ/ボル	民主主義: クーデターからEU加盟
21) 2010年5月17日	エジプト/カイロ	エジプト、トルコと中東の安定
22) 2010年6月25日	トルコ/ボル	民主主義と軍部の後見
23) 2011年4月30日	トルコ/ボル	新たな期間――新憲法
24) 2011年6月16日	トルコ/ボル	2011年度トルコ国政選挙の評価
25) 2011年12月2日	トルコ/ガジアンテップ	「アラブの春」以降の中東の未来
26) 2012年3月9日	トルコ/ボル	新憲法の枠組み
27) 2012年6月22日	トルコ/ボル	EU加盟と民主主義:自由な議論へ
28) 2013年2月8日	トルコ/ボル	トルコの多様なパーセプション
29) 2013年6月28日	トルコ/アバント	アフリカ: 経験とインスピレーションの狭間で
30) 2013年12月13日	トルコ/アバント	アレヴィーとスンニ派:未来の共存を模索して
31) 2014年2月22日	トルコ/イスタンブル	トルコの教育的挑戦:教育政策における国際的経験
32) 2014年3月8日	エチオピア/アディスアベバ	言論の自由と神聖さの尊重

(出典: http://www.abantplatform.org/Etkinliklerから筆者作成)

写真2-1: GYVとアバント会議の模様(左),会議にはデミレル大統領も訪れている(右)





(出典: FGülen 2012)

写真2-2: ギュレン氏とトルコ首相の面会(左はエジェヴィット首相,右はチルレル首相)



(出典: Gülen Institute 2010: 14)

3. ギュレンとギュレン運動への誹謗中傷キャンペーンと国家安全保障裁判所への起訴

1) メディアにある反ギュレン・キャンペーン

ギュレンやギュレン運動への批判や反発が過熱していく中、ギュレン自身が特定のメディアや人物に対して起こした名誉棄損の訴えは現在までに100件を超えている(Gülen Trial 2012)。特にリベラル左派誌である Cumhuriyet 紙のコラムニストである Hikmet, Cetinkaya は数多くの訴えをギュレン側から受けている人物である。彼の反ギュレン記事の内容は、「ギュレンはトルコ共和国とアタテュルクの敵(裁判事例: 1995/521)」「シャリーアに従ったイスラーム国家樹立を目論む(裁判事例: 1996/843)」「違法なネットワークと教育活動によって若者を洗脳(裁判事例: 1994: 643)」「警察内部にギュレン運動の成員による非合法組織がある(裁判事例: 1994/48; 1994/202; 1994/69)」との内容に終始しており、同じ内容を繰り返し主張していった。その他の雑誌やテレビ、ラジオ番組においても同様の主張がなされ、「ギュレンがCIAの手先であり、米国とイスラエルに都合の良いトルコ国家の構築を目論んでいる(裁判事例: 2001/48; 2005/2209; 2005/310)」といった主張に基づく裁判も数多く生じている。結果的にこうした主張は根拠のない主張であるとして、名誉棄損の有罪判決と賠償が命じられているが(Gülen Trial 2012: 1-17)¹⁵⁾、こうした主張の大部分が検察当局の起訴内容にそのまま含まれることになる。

また亡命先でイラン革命を主導したホメイニーとギュレンを比較し、彼がカリフ制樹立を目論むと論じる Rubin (Rubin 2008)、また、「閉じられたフォーラム (アバント会議) でしか自身の見解を言えないような、不正義が蔓延しているトルコでのみ「異宗教間対話」とは必要なもの」であり、「個人の権

利を何よりも大事にする欧米先進諸国ではギュレン運動は不要である」として、ギュレンの究極の目的を「新しいオスマン帝国として神権政治を打ち立てることを目論んでいる。ギュレン運動は、軍隊のように組織立っている。彼は貧しい子供を「光の家 16 」に入れ、ヌルジュの兵隊にさせている。彼は世界的なイスラーム国家を設立し、世俗的統治を排除しようとしている」と主張するMizell(Mizell 2007) 17 、さらに「ギュレン運動は自身らが政治的権力を掌握するという政治的アジェンダを達成するために活動し、シャリーアに基づいたイスラーム国家樹立を画策している」として、ギュレン運動側から激しい批判を浴びた Rachel(Rachel 2009)など 18 、反ギュレン論文も数多く執筆されていった。

ギュレンに対してネガティブキャンペーンを行っている英語,トルコ語の論文,雑誌,新聞,ブログ,ジャーナル436本を言語別にして分析を行ったKocによるならば,ここにはある共通点が存在しているとする。それは反ギュレン言説が、使用される言語ごとに論文,記事内容が統一されているというものである。Kocはこれを「偶然ではない」と言い切る(Koc 2011: 190)。つまり、英語で書かれた媒体ではギュレンはCIA/シオニスト/バチカンのエージェントとして表象される一方で、トルコ語で書かれたものでは、ギュレンはイスラーム主義者/ホメイニー/新オスマン/カリフとして表象されているとする(Koc 2011)。Kocは以上の研究から、ギュレンに対する批判は、特定の異なった聴衆を納得させるものとして戦略的に発展してきたものであり、ギュレンがオスマン帝国の再興とカリフ制の樹立を企てる危険なイスラーム主義者として報じられる一方で、ギュレンが米国とイスラエルの手先であり、国家とイスラームの破壊を内側から画策していると報じられている矛盾を指摘する。現代においても、ギュレンに対する評価は安定しておらず、憶測や推測による言説が飛び交っている¹⁹。

2) 国家安全保障裁判所検察官によるギュレンの起訴

ギュレンへの起訴は、1999年6月18日にメディアで、ギュレンがリリースしたとされる編集されたビデオカセットが報道されたことに端を発している。ギュレンに対する予備調査が行われた後の、2000年8月31日に、アンカラ国家安全保障裁判所検察官 Nuh Mete Yükselによって法律第3713号反テロ法 違反の容疑でギュレンは起訴された。罪状は「世俗国家の秩序(構造)変更を試み、代わりに宗教的原則に依拠した国家樹立を目的とする違法な組織を設立し、この目的に一致した活動を行った」ことで、罪状適応日は1989年以降の活動となっている〔事例:1999/420〕(T.C.ADGMCB 2000:1)。結論を先に述べるならば、2008年6月24日、共和国検察官の訴えは最高裁にまで上訴された後に棄却され、ギュレンの無罪が確定している〔事例:2008/9-82 決定:2008/181〕(Yargıtay 2012:14)。最高裁は判決の中で「起訴状にあるような、ギュレンが憲法の変更を目的としているとする物質的証拠がない」「起訴状はこうした目的に対する明確な主張を欠いている。こうした意図と目的を持った主張は単に推測と解釈に拠っている。仮にこうした目的が存在していたとしても、犯罪行為を構成し実行されるような、力と暴力、その他の行動をとる兆候が見られず、その証拠もない。逆に彼らの態度は国家の側に就いているように見受けられる。彼らはテロを是認する過激な宗教組織に脅かされている」として、ギュレンに対する訴えを退けている(Yargıtay 2012:1-2)。

起訴状は、最高裁が指摘するように、ギュレンやギュレン運動が反動主義的行為を行っているという 主張に対する客観的事実や証拠が欠如しており、主観的な推測に大きく拠っている部分がある。これは メディアが展開してきた反ギュレン・キャンペーンと同様の構図である。そしてもう一つの大きな特徴 として、罪状適応日を1989年以降としながらも、過去のサイード・ヌルスィーやヌルジュ運動の活動 をトルコ共和国とアタテュルクに対する罪と断定した上で、「今日、ヌルジュはジャーナリスト、幹部、フェトフッラー・ギュレン主義者(Fethullah GÜLEN ciler)、記者として活動を行っている」(T.C.ADGMCB 2000:3)として、それらの罪に時間的な連続性を持たせた上でギュレンを批判している点が挙げられる(DREL 2011)。そしてギュレン運動の目的を「フェトフッラー・ギュレンは、世俗的、民主的、そして社会的な法治国家であるトルコ共和国を崩壊させ、変わりにシャリーア法によって統治されるイスラーム国家を樹立するために、学校で若者を洗脳することで形成した組織を利用して、その計画を成し遂げようとした。ギュレンは民主的手法と、穏健なイスラーム姿勢によって、カモフラージュをされている」と主張し(T.C.ADGMCB 2000: 9)、続いて、ギュレン運動は自身らの支配を確立するための手段として教育活動に重点を置いており、シャリーア国家を樹立するために、そしてその支持を仰ぐために、多くの国家で若者を育成、洗脳しているとして、ギュレン運動の教育活動が、共和国崩壊のエージェント育成であると主張した(T.C.ADGMCB 2000)。さらに、起訴状には、ギュレンがローマ法王と面会したのは、自身がイスラーム世界のリーダーとなり、世界宗教連合(Dünya Dinler Birligi)なる組織を設立するためだといった憶測や、ギュレンが彼を支持する女性を若手将校と婚姻させることで、間接的に軍部を掌握しようとしているといった主張も展開されている(T.C.ADGMCB 2000)。

こうした検察当局からの主張に対し、ギュレンは自身の理念を明快に述べた抗告状²²⁾ を通して反論を行うことになるが、ギュレンの真意や、在るべき現代世界や人間性については、章を改めて検討を行うこととする。ここまで見てきたように、ギュレン運動の構造や組織体の曖昧さは、訴訟においては相手の追求を躱す最大の武器となってきた一方で、その実態を把握することが難しいことから、大きな疑念や敵意を生み出す要因になっている。ギュレンとギュレン運動が、影の政府として、国家のかじ取りと行政、司法のイスラーム化を行おうとしているといった、過去と同じパターンを踏襲する昨今の主張に対して、ギュレン自身の言葉を借りながら、その妥当性を検討してみたい。

4. ギュレンの政治的視座と国家主義的,文化保守的アイデンティティー

1) 政治思想家としてのフェトフッラー・ギュレン

Gözaydın は、ギュレン運動の本質を理解するためには、ギュレンの思想に言及し、それを理解することが必須であるとしている(Gözaydın 2009: 1226)。ギュレンは、自身は政治的野心を一切持たず、これからも持つことはないと一貫して主張しているが(Gülen 2001b: 3; 2008; 2014),彼の意思に反するように、ギュレンとギュレン運動は現代トルコにおいては高度に政治化されたファクターと化している。Grinsell によるならば、ギュレンが政治的野心を持っていないと発言した際に、「政治的」という言葉には、政党政治や議会の権力構造の代表というニュアンスが含まれていることを指摘する(Grinsell 2009: 2)。つまり、ギュレンが、自身を中心にした政治運動を展開したり、政党結成を欲していないことは確かであるが 23 、ギュレンが有する理想は、トルコの政治社会的文脈によって発生している課題に抵触している。ギュレンは一個人の私的な宗教心の充足だけでなく、彼の理想が公的空間にまで拡張することで緩やかな社会的変革が生じることを期待している。

ギュレンは、自身の政治的活動を否定しても、ギュレン運動の政治的領域に抵触する活動を非難し、 諌めることはなく、ここにもギュレンとギュレン運動の関係の曖昧さが発揮されていると言える。実際 にギュレンは、強権主義的性格を強めるエルドアン首相や、2013年末以降のAKP政権の疑獄事件の捜 査にギュレン運動が関与しているとの報道を受けた際のインタビューにおいて、かつてAKP政権が民主化を推し進めていることから、AKP政権を支持するよう発言したことを認めた上で、以下のような発言をしている。

「我々は常に我々の信じる権利と民主主義の原則を支持してきた。だが、この原則に違え、矛盾する事態には、我々は批判を展開していく。我々の価値観やスタンスは変化していない。我々は引き続き民主主義を支持していく」「我々の価値とは明白である。それは民主主義、普遍的人権、自由、透明性、そしてこれらの価値に対して説明責任を果たす統治機構である。その時が来たならば、その他の市民同様、ヒズメト運動²⁴⁾の成員は、自身の価値観に従った選択を行うだろう」とし(Gülen 2014)、ギュレン運動の政治的関与を完全に否定していない。またギュレン運動との組織的な関係を念入りに否定するギュレンも、頻繁に「我々」という言葉を使用し、他者との差別化を図り、ギュレン運動への帰属意識や一体性を露わにしている点は、留意すべき点である。

ギュレンは、西洋近代政治思想や社会学、哲学といった文脈内において定義可能な民主主義、普遍的人権、自由、寛容、市民社会といった概念を駆使し、明快な理論を展開する一方で、西洋よりも優れた、西洋のヘゲモニックな認識論とは異なる手法と発想によって、つまり、イスラーム的知識や理念に立脚した近代化を遂げていくことを暗に求めている。その立脚点となるのは、記述した近代科学的知見とイスラーム的精神性を育む教育活動である。以下、ギュレンの改革主義的思想と志向の源流から、そのヴィジョンの一端を垣間見ていきたい。

2) 民主主義とイスラームの融和

「民主主義とイスラームの融和」という議題設定自体にギュレンは同意しない。それはこうした議題そのものがイスラームを政治化させているからである(Gülen 2005: 452)。それはイスラームが人生の不変的側面である信仰、崇拝、道徳、そして命の存在そのものに焦点を当てたものである一方、世俗的生活の中の、更に価値ある一部にしか焦点を当てない政治社会的、経済的システムやイデオロギーは、イスラームとの直接的な比較対象にならないからである(Gülen 2001a: 133-138; 2004: 219-220; 2005: 452; 2008)。ギュレンはイスラームとは政治システムではないために、仮に民主主義との比較を行うならば、イスラームの世俗的な部分のみを比較すべきだとする(Gülen 2004: 220)。では、実際にイスラームにおいてさえも、時代や状況に左右される世俗的な領域、政治社会的システムに関する比較を行った際に、ギュレンはどのような視座を提示するのであろうか。

ギュレンは確かに民主主義を擁護しているが、それは西洋世界による政治思想や統治形態をそのまま受け入れたものでもなければ、それらが完全なものだとみなしたわけでもない。民主主義とは常に時間をかけて再更新されていくべきものであり、その根底にある自由、平等、寛容をより発展させ、豊かにさせるものは、同じ理想を持つイスラームであると主張している(Gülen 2004: 224; 2005: 452)。ギュレンの教育理念にも表れていたように、基本的にギュレンが有する問題意識には、西洋文明やその諸産物がリベラリズムを生み出すだけでなく、必要以上の実証哲学主義、物質主義、個人主義を生み出し、それが世界に蔓延したことで、「宗教や宗教的価値観、宗教に関係する精神性や倫理が浸食され、テロリズムや主要な社会問題を引き起こす要因になるだけでなく、人間性そのものへの脅威となっている」(Gülen 2004: 241)という世界観を持っている。

ギュレンは、イスラーム世界が帝国主義によってこの西洋文明世界の中に強制的に引きこまれ、結果

として多くのイスラーム独立国家では「統治者が大衆を軽蔑し、中傷し、本質的に寡頭政治となり、王家とその家族、成員のために働き、国家の繁栄や、大衆と国家の連帯を構築しなかった」ことから、「これを言うことは残念であるが、イスラームとは大衆にとって、統治者に対抗するための(政治の)中心的存在、もしくは避難所にさせてしまった」(Gülen 2004: 239)とする。この結果、イスラームは政治化されていき、イスラームが本来有している平等、正義、寛容といった輝きが失われ、非民主的統治形態の中でリベラリズムが発揮されることもなく、諸国内には無知、貧困、分離(紛争、内戦を含む)といった「三大の敵」が蔓延してしまったと現状認識している。

現状においてこうした事態を打開する効果的な手段が民主主義や基本的人権,自由に依拠した統治形態であることはギュレンも認めている。クルアーンが現代民主的システムに対して、またそれを運営する共同体に対して、ほとんど全ての信頼を置いているとした上で、「イスラームは特定の不変的な統治体系を提示しておらず、またそれを形成する意図もない。代わりにイスラームは一般的な統治機能に関する基本的原則を有している。つまり、人々にその時代や状況に沿った統治形態を選択させる」(Gülen 2001a; 2004: 223)とし、民主政治がイスラームの不変的側面に関与しない以上、民主体制の受容にイスラームは障害にはならないとしている 250。だが現実には民主的統治が機能せず、政治がイスラームの不変的側面である正義や道徳、寛容性を曇らせる事態が常態化している。これに対してギュレンは、「民主主義、基本的人権、社会全体での知識と教育の拡充、経済的繁栄、生産の平等性、階層形成を防ぐような消費と収入方法の制度化、法と正義の至上性、今日世界中で一般的とされている価値観は、イスラーム社会では完全に実現されていない。(中略)これらの責任は疑いなく、諸国家の為政者にあり、この権力構造の維持に助力をしている西洋諸国にある」とする(Gülen 2004: 240)。

以上の理論から、ギュレンはイスラームによって正当性を得たとする神権政治体制や独裁政治、統治の失敗がイスラームに起因される可能性を持つ政治的イスラームの存在を許容しない(Gülen 2001b: 43; 2005: 450)。ギュレンは、「世俗的なトルコ共和国の政治に宗教を関わらせることは、イスラームの精神に対する最大の裏切りであり、宗教を政治の道具にすべきでない」と言い切る(Gülen 2001b: 44)。そして何よりもそうした寡頭政治体制が一部の統治者の欲望を満たすためだけに維持されており、より多くの大衆が困窮し、抑圧されている状況を嘆いている。ギュレンは、現在の所、人間が選択できる中で最善の統治形態である民主主義体制を望み、さらに民主主義体制が導入されている西洋諸国においても、過度な実証哲学主義、物質主義、個人主義を増長するシステムにイスラーム的理想や知識、倫理を反映させることで、より物質面と精神面でバランスの取れた社会が形成されることを望んでいる。そのための極めて大きな一歩が西洋科学とイスラーム的理念に沿った教育なのである。

ギュレンは、「東西文明は互いに分断された状態では存在しえない。こうした分離は、東側文明が知性と科学を追い求めることから撤退し、一方で西側文明が精神性や形而上学、永遠で不変なる価値から撤退することで、発生してはならない」とし(Gülen 2004: 229)、両文明間の知恵と経験を対話によって共有し、より良い世界を構築していかねばならないことを真摯に訴えている。

3) トルコ・イスラームの発想と発展――国家と文化の不可分性

イスラームは本来, 愛と寛容, 道徳と対話に満ちた宗教であり, この点に関しては不変的な原則がある。だがこの光をより輝かせるのも, 曇らせてしまうのも, その光が託された人間の行動次第となる。ギュレンはこの光を最も輝かせることが出来ているムスリムをトルコ人であるとしている。ギュレ

ンはこれまでにも世俗的なトルコ共和国の崩壊を画策した「反国家主義者」として表象されてきたが、最高裁判所がその判決文で、「彼らの態度は国家の側に就いているように見受けられる」と明記したように(Yargıtay 2012: 1–2)、「国家主義者」としても評価されている 26)。例えばYavuzは「国家主義的側面がギュレンにとっては重要である。彼はスーフィズム 27 や、トルコ国家と西洋諸国とのポジティブな経験、変化によって形成されてきたトルコ・イスラームなるものを信じている。これは現代トルコの経験と歴史に依拠して形成されたイスラーム理解である」(Yavuz 2004)。続いて、Grinsellは「ギュレンは愛国主義とトルコ国家へのプライドを強調している。ギュレンにとってトルコの伝統は誇りにされている」(Grinsell 2009: 12)。さらに、Gözaydın は、「ギュレンはトルコの伝統を強調し、またギュレン運動は「反動的なアラブ文化」よりも「啓蒙されたトルコ文化」によって形成されるイスラーム世界を想定した国家主義的側面を有している」(Gözaydın 2009: 1219)と指摘する。こうした指摘の妥当性に応えていくためには、ギュレンの国家観やその構成員であるネイション 28)、それらがイスラームの発展に貢献してきた役割に対する、ギュレンの認識を再確認しておく必要があるだろう。

結論を先に述べるならば、ギュレンは狭義の意味での人種・民族概念に依拠した差別的言説や同化主義的圧力には否定的であり、「他者」を尊重する一方で、中央アジアからアナトリアにかけての長いトルコ民族史の中で、イスラーム的解釈と実践に多大な貢献を果たしてきたトルコ人を「我々」として見ている。ギュレン自体は自分自身を普遍的なムスリムではなく、「ムスリムトルコ人」であると明言し、トルコ人とムスリムは不可分にして一体だとする。また仮にトルコ人からイスラームを切り離したならば、トルコ人は平和と進歩を見出すことなく、退化するとしている(Gülen 1995; 2004: 245)。

さらに、彼の国家観はトルコ人の文化的根源を必要不可欠な構成要素としている。ギュレンは、「国家の調和のとれた発展と文化的根源の明瞭さが有する水準との間には、常に強力な協働関係が存在している」として、国家の教育システムが国家的文化と歴史的意識を提供することで、未来の国家の保険となるような、科学的知識と道徳心に溢れた、高潔な若者を育てる一方、こうした文化の担い手こそが、国家がその国家的特性の中で発展するための原動力であるとする(Gülen 2001b: 50)。つまり、国家と文化の関係は不可分であり、相補関係である。文化が堕落するならば国家も危機を迎え、国家が国家的文化と歴史的意識を通じて、「科学と倫理が平等に強調される環境を提供できないならば」(Gülen 2001b: 50)、文化は当然ながら、国家も調和のとれた発展を遂げられないとする。では、ギュレンの想定する「文化的根源」とは何であるのか。

ギュレンやギュレン運動の成員が国家主義者、民族主義者であるという主張に対してギュレンは、「我々は人種主義²⁹⁾ やトゥラン主義³⁰⁾ に依拠したナショナリズムからは程遠いものである。アナトリアの人々は心から純粋であるがゆえに、こうした人種主義的ナショナリズムに反対である。ベディウズザマンは、ナショナリズムとはイスラームに奉仕し、それを守護するものであるため、ナショナリズムをイスラームに置き換えてはならないとした。今日でも、これを否定することはできない。(中略)人種主義とナショナリズムは別物である。皆がネイションを愛することは自然なことである」(Gülen 1997b: 13)と述べる。

この記述は注意深く読み解く必要があるが、ギュレンは「人種主義的ナショナリズム」に依拠した特定の人種、民族間の差異や優劣性に端を発するネイションではなく、「イスラームに奉仕し、守護を行うナショナリズム」に依拠した「アナトリアの人々」がネイションであると仮定している³¹⁾。つまり、「ネイションを愛する」とは、特定の人種、民族を優先させる行為ではなく、イスラームに進歩、発展

を促す「アナトリアの人々 (=ネイション)」を愛するという意味であり、この理想を含意するナショナリズムが共同体意識を醸成すると認識している。だが、イスラームに大きな発展と進歩をもたらした「アナトリアの人々」とはこの地に集った多民族・多宗教集団の総称ではなく、事実上のトルコ人であり、ここにギュレンは文化的根源、トルコ・イスラームを見ている。

この点に関するギュレンの視座は以下の通りである。ギュレンによるならば、「『トルコ・イスラー ム』という表現は、イスラームの普遍性と対立するかもしれない | としながらも、10世紀から11世紀 にかけて、トルコ人はムスリムとなり、中央アジアのトルコ人によってイスラームは普及、確立したが ゆえに、現代のトルコ人は中央アジアに多くの借りがあるとする³²⁾(Gülen 1995a)。そして「この地域 のトルコ人は、イスラームに対して開けた解釈を行ってきた。こうした観点から、イスラームは非常に 幅広い視座を獲得し、偉大な国家の宗教となっていったと言える。ゆえに、『トルコ人のムスリム性 (Turkish Muslimness)』という表現は適切であると考える。また別の側面としてクルアーンとスンナ³³⁾ への心からの貢献も挙げられる。そしてトルコ人は常にイスラーム的な精神生活であるスーフィーに対 しても開けていた。他のどの人々よりも、スーフィーはトルコ人の中で普及した」(Gülen 1995a) と し、イスラームの世界的発展に寄与したトルコ人の偉業を称えている。続いて、「私にとってムスリム であることは根源であり、現世と来世の幸福である。ある著名な詩人が表現したように、私の全体的な 思想と認識においても、トルコ人とは、ムスリムになったことで、強固な基盤に依拠した真の価値を体 現した。トルコ人はムスリムになったことで初めて民族としての絶頂を極めた。こうした観点から私は 自分自身をムスリムトルコ人として見ている。私は決して、トルコ人とムスリムが分離できるものだと は考えていない。ムスリムであることのみが、現世と来世で幸福になるための唯一の保障である。私は 自身のトルコ性がムスリム性と分離されたものとして考えたことはない」(Gülen 1995b)。さらに、「ト ルコ民族(The Turkish Nation)が集中していた地域を中心として偉大なハディース学者が誕生した³⁴。 イスラーム法学、ハディース、クルアーンの注釈が中央アジアで発展した。ヒジュラ歴5、6世紀にか けて、イスラームはセルジューク、オスマンへと受け継がれた。(中略)イスラームの種はメッカとメ ディアに蒔かれ、そこで芽を出し、トルコ系地域において成長し普遍的な木となったことを否定するこ とはできない。ゆえに、私はこの事実を表現するために「トルコ・イスラーム (Turkish Islam)」「ト ルコ人のムスリム性(Turkish Muslimness)」といった用語を使うのである」(Gülen 1997a)。

ギュレンは以上のように、トルコ人が歴史的に培ってきたイスラーム的実践と解釈であるトルコ・イスラームが寛容で、時代と状況の変化に柔軟なムスリムトルコ人を構築したと認識している³⁵⁾。また、イスラームの愛と寛容の文化に関しては、ムスリムトルコ人であるスーフィーを中心にして育まれてきたとして(Ergene 2004: v-x)、ギュレンは多くの詩人や歴史的逸話に言及しながら³⁶⁾、「我々は世界で最も広く、最も包摂的で、最も普遍的な寛容さを有した文化の子孫なのである」「我々の国家は、寛容さを世界に示すべきである。それは我々の偉大なる祖先たちが、寛容によって、人々の心をとらえ、全体的な平和の守り手であったからである。(中略)この寛容と偉大な実績が歴史に残されたことで、イスラームは寛容と安らぎの空間になったのである」とし(Gülen 2004: 42, 55–56)、その寛容さが有する深い伝統と歴史性、そしてトルコ人の文化的根源を強調している。

イスラームを発展させてきたトルコ人の栄光は過去のものだけではない。共和国建国以降も,トルコ 人は,多くの困難を克服しながら西洋近代化の理解とその受容に努めてきた。そして今再び,その文化 的根源であるトルコ・イスラームを発揮して,国家と民主主義に豊かな精神性を付与することで,現状 を改革しようとしている。これがギュレン運動である。ギュレンは「私のスピーチを聞き, 記事を読み, 人々と協力して法的枠組み内で国家に尽くすことはまったく普通のことではないか?」(Gülen 2001b: 55),「今まで, 我々の国家の諸問題に対するいくつか解決策を提示してきた。平和, 寛容, 融和に依拠した人間性とトルコ国家を打ち立てるために, 解決策を提示し, 考えを共有することは, 他の者と同様に, 私の最も自然な憲法的権利と責任である」(Gülen 2001b: 49)として, トルコ国家の調和のとれた発展と, その発展の原動力であるトルコ・イスラームに力点を置いた若者世代の育成に, 自身の人生を捧げている。

「(演説や説教を行ってきた) 私の目的は唯一つ。それは人々に対して,宗教や倫理を含む社会的現象に関して啓蒙を行い,社会の精神的規律に寄与し,そうすることでトルコの人々が現代文明のレベルに達し,その促進を手助けすることである」「未来は絶望しない。我々国民の連帯が崩れることはない。国家の未来が美しき日々になるという夢はゆっくりと現実に向かっている。人心から希望の光が消えることはない。私は,全ての人間,我々の国家,祖国のために,愛情の息吹を巡らせることを止めないだろう」(Gülen 2001b: 72, 74)。この言葉に彼の真意と決意が込められている³⁷⁾。

5. ギュレンとギュレン運動の課題――多様性是認と社会的包摂に向けて

Khanは、「ギュレンは、他者に対する差別的態度や、「我々」「他者」を生み出す、あらゆる種類の国家主義的、民族主義的政策に批判的である。彼のネイションの定義は、人種や民族によって構成されたものではない。これはアナトリアが常に多様な民族集団の地であり、今日では統一されたネイションを形成しているからである。狂信的愛国主義を超えて、ギュレンは中央アジア、バルカン、メソポタミアを故地とする人々のるつぼであるアナトリアの多彩なモザイクさに取り組んでいる。こうした概念は、全ての人類はアダムとイブの子孫であるという考えから、自動的に導かれたものである」(Khan 2011:xi)とする。

だが、果たしてギュレンやギュレン運動が、彼らの目指している社会的包摂と多様性の是認に、言説や理想だけでなく、実際に貢献できているのかは不明瞭である。ここまで見てきたように、ギュレンの理念の根底には、トルコ・ナショナリズムに端を発するムスリムトルコ人としての自負と信念が存在しており、国家観においてもトルコ・イスラームとの協働関係によって、両者がより進歩、発展していくべきだとの主張がある。

ギュレンは、本稿でも度々取り上げてきた、「寛容」の概念を以下のように説明している。「寛容とは、我々の宗教、国家、歴史という伝統を捨て去るという意味ではなく、寛容とは常に(他者が)存在するものだという意味」(Gülen 2004: 43)であり、文化保守的アイデンティティーの存在と相対的な他者の存在によって成立する概念とする。だが他者への寛容の文化的根源と想定されるトルコ・イスラームが、現代トルコにおいては排他的なイデオロギーとして政治的議論になってしまっているという矛盾した状況がここにはある。例えば、ギュレンやギュレン運動が、現代トルコの国民国家統合イデオロギーであり、トルコ民族とスンニ派イスラームの融合性を強調することで構成されているTiS政策に反対しているといった主張は、管見の限り存在していない。Biliciは、ギュレンやギュレン運動が、国家主義的イデオロギーと親和性を共有することで、正当性を獲得していることを指摘しているが(Bilici 2006: 11-12)、ギュレンも、ギュレン運動も、TiSによってさらに補強された明確な「我々」意識を持っており、その意識に依拠した上で、「尊重すべき他者」への「寛容」を提示している。少なくとも、ギュ

レン運動は長年にわたって、クルド人やアレヴィーを惹きつけることを困難にしている (Bilici 2006: 17; Güzeldere 2009: 11)。そして既存の国家主義的アイデンティティーに対しては、批判的ではなく、むしろ迎合的である。これは、憲法第136条によって国民統合を担う宗務庁の体現する国家的アイデンティティーや宗務庁長官の視座と親和性が高いことにも表れている (鈴木2014)。Waxmanも指摘するように、トルコ国内において、政治性を伴うイスラーム運動の台頭は、既存のトルコ・ナショナリズムや国家的アイデンティティー、国家的文化の危機を知らせるシグナルではなく (Waxman 2000: 1)、むしろ相互強化関係をもたらしている。

確かにギュレン運動は、アバント会議等を通じて、勢力的に宗教的、民族的マイノリティーを包摂するための議論に力を入れてきた。だが穿った見方をするならば、アレヴィーやクルドがアバント会議の議題になること自体が、他者化のプロセスの一端であるとも指摘できるのではないか。Gözaydın はギュレン運動に対する外部からの建設的な批判や、ギュレン運動関係者による自己批判が十分に行われていない点を指摘するが(Gözaydın 2009: 1226)、実際に国家的アイデンティティーの再考やトルコ・イスラームを含むトルコ性の境界線の変容、柔軟化にまで、現代トルコの政治社会的議論が及んだ際に、どこまでギュレンやギュレン運動が、自身らと親和性の高い国家主義的アイデンティティーとの協働関係を、少なくとも言説上において断ち切ることができるのかは未知数である380。現にギュレンは、国内マイノリティー勢力から既に自身に対して批判が生じている現状を承知しており(Gülen 2008)、ギュレンやギュレン運動の展開する諸活動や理念が十全に機能していないことを物語っている。

ギュレン運動の組織構造の曖昧さは、彼らが関与しているとされる陰謀論を否定する際には有効であるが、マイノリティーの包摂というトルコの一大事業に関しては、「ギュレン運動」としての意見の集約が可能なわけでもなく、必ずしも有効性を保障できない事実は留意すべき点である。多様性の是認、寛容という言説から、実際の社会的包摂という枠組みの構築に移行していく際の、ギュレン運動の果たす役割は、今後も検討が必要である。よって、現状において手放しで彼らの存在のみを以ってしてイスラーム民主主義の適例である、もしくは、トルコ第三の政治勢力であるとして、単線的で、単純化された評価を下すことは、トルコのイスラーム復興と政治社会変動のダイナミックな潮流を見誤る可能性があるだろう。

6. 結論

ギュレンとギュレン運動が、一部の反ギュレン勢力から主張されるような「反動主義的イスラーム」ではなく、自由、平等、寛容を是認する民主的勢力である点に疑いはない。彼らを支えるトルコ・イスラームの理念が、今日の柔軟なムスリムトルコ人の在り方を導き、そこに確信を与えている。だが本稿で分析をしてきたように、国家主義的、文化保守的アイデンティティーに立脚したマジョリティであるがゆえに、既存のトルコ性を支える一大勢力となっている点も指摘できる。

トルコの国民統合を担う宗務庁はトルコ・イスラームを使用し、マイノリティーの宗教的、民族的差異を「トルコ人」の中に縮減することで、国民統合を行ってきた。一方でギュレンやギュレン運動もトルコ・イスラームを使用するが、こちらは寛容性を全面に押し出すことでマイノリティーを「尊重すべき他者」として社会的包摂を試みている。一見すると多文化主義的発想であるが、ギュレンとギュレン運動のトルコ・イスラームへの理解とは、トルコ民族史、国史に依拠して解釈されたものである。つまり国民的枠組みを規定し、社会形成を促すトルコ・ナショナリズム(トルコ民族、トルコ語、トルコの

歴史, 伝統, そしてスンニ派イスラーム)がある。よって, ヘゲモニックな「我々」が統治するトルコ 共和国に対して, 既存の国民概念や社会的枠組みに大きな影響力を与えるマイノリティー勢力の主張を 正面から受け止めた際に, ギュレンやギュレン運動が, そのトルコ性を抑制することができるのかは疑 間である。確かにアバント会議では, 第二母語としてのクルド語教育や, 国民統合を担う宗務庁の中立 化, 脱集権化が提案されているが (鈴木2014), それがギュレンやギュレン運動の意思の総体であると みなすことは現状ではできない。それはひとえに, 彼らの国家主義と結びついたトルコ性であり, 曖昧な組織構造ゆえである。彼らの寛容と対話が, トルコ国民間の様々なマイノリティー集団の平等な権利と認知を本当に促すものであるのか, もしくは逆に障害となるのか, 中長期的な観察, 検討が必要であるう。

注

- 1) TİSとは、70年代までにイデオロギー対立を解消し、若者の脱政治化を促すために、80年軍事クーデター後の 軍政下で採用された世俗的なトルコ民族主義とスンニ派イスラーム的価値観を結合させた国民統合イデオロ ギーである。
- 2) クルド市民によって形成された国民避難民とその帰村プロジェクトに関しては、(鈴木2013) を参照されたい。
- 3) フェトフッラー・ギュレン (1941 ~): エルズルム出身のイスラーム学者, 説教師。幼少時から哲学や宗教を学び, 1959年に宗務庁の役人試験に合格。61年から63年に軍役, 64年から65年にエディルネのクルアーン学校の教師として働き, 以降81年まで, 宗務庁の役人である国家イマームとして説教活動を開始。81年に退職している (Gülen 2001: 9)。
- 4) ムスタファ・ケマル・アタテュルクはトルコ共和国初代大統領であり、トルコ西洋近代化改革の象徴でもある。
- 5) 2013年12月17日、AKP政権の閣僚とその親族に収賄の容疑がかけられた。同事件の捜査には、ギュレン運動の支持者である検察官、警察官が関与しており、「政府vsギュレン運動」という対立が表面化したという「物語」が形成されている。事の真相に関しては、現状では判断することができないが、本稿でも指摘するように、ギュレンやギュレン運動が兼ねてから国家権力に成員を送り込み、政府や国家の転覆を図っているとの陰謀論はこれまでも繰り返し主張されてきた。だがいずれの主張も裁判所の判決によって、「根拠のない推測」として否定されている(Gülen Trial 2012: 8)。
- 6) 先行研究としては、ギュレン擁護者に関しては、主に本稿でも取り上げるFGülen.comやGülen Forumに掲載されている諸論文を挙げることができるが、概してギュレンとギュレン運動を称賛する一方で、ジャーナリスティックで画一的な主張や議論が目立つ。その掲載先の性質上、ギュレン運動の広告として理解することができ、建設的な批判が欠けていると言える。また反ギュレン論者は、本稿でも取り上げるように、客観的な情報を欠いた、推測や憶測に基づく誹謗中傷の主張に留まっている。この点で、ギュレン自身の思想に言及することが必須であり、それが何をもたらし、またはもたらすことが出来ていないのか、見当する必要があろう。
- 7) Nereidによるならば、ヌルスィーと彼の信徒は必ずしも共通の目標を持っていたわけではなく、ヌルスィーが 文明レベルにおいてイスラームの在り方を模索していた一方で、信徒はより自身らの日常生活におけるイスラーム的意味合いの模索に焦点を置いていたとしている(Nereid 1997: 31)。またYavuzも、ヌルジュ運動が、政治 的議論、階層、トルコとクルド間の民族性、教育レベルによって、分化と断片化プロセスを経験してきたこと を指摘している(Yavuz 2004)。
- 8) 光の書簡の原本は6000頁にも及び、弟子たちによる注釈本も作成されているが、同書は1956年までは読む事も 違法であり、販売、配布は禁止されてきた。複数政党制移行後にその規制が解除されている(Nereid 1997: 7)。
- 9) 2000年にギュレンが起訴された理由には、彼がヌルジュであり、国家に対する反動勢力であること明記されている。「反動主義勢力のヌルジュ」の延長上で、ギュレンは検察当局から激しい非難を浴びている。
- 10) ヌルスィーは、西洋近代文明とは、キリスト教圏の産物や財産でもなく、またイスラームの没落でもないと繰り返し主張し、利己主義や人種主義の浸透によって、人間の道徳性と精神性が曇ることに懸念を示していた (Vahide 2005: 157-160)。
- 11) FGülen.comは同サイトが「Official」であると明記している。ギュレンやギュレン運動に関する見解、意見、質

疑応答、宣伝も行われている。だが、決してギュレン運動関連組織をリストアップし、言及することはない。 あくまでも対外的に構築された広告塔であると理解でき、同サイトの見解がギュレンそのものの見解であると は断定できない。

- 12) ギュレンはいわゆる「ギュレン系列」の学校に関して、自身は学校設立を奨励しただけであり、自前の学校を所有しておらず、組織的関係も一切持っていないとする。またこうした学校の所有者が誰であり、学校の総数や場所も知らないとして、こうした学校の設立者に仕立て上げられていることに反対している(Gülen 2001b: 49-53: 2004: 199)
- 13) ギュレンは精神性を失った科学の暴走の適例として、広島・長崎への原子爆弾の投下を挙げている (Gülen 2001b: 50)。
- 14)「Bediüzzaman」とは、「時代の驚異」という意味であり、サイード・ヌルスィーの敬称である。
- 15) Gülen Legal Journey にはこれまでの裁判事例, 訴訟内容, 裁定が掲載されている。紙面の関係上, その全てを表記することはできないが, 反ギュレン・キャンペーンにおける主張内容の類似性を確認できるだろう (Gülen Trial 2012)。
- 16) 光の家(Işık Evler)とは、クルアーンの御光の章(Surat Nur)に登場するアッラーの名を朗読する者が集う平和の家から着想を得た、人々が道徳心と信仰を備えて礼儀正しい団体生活を送る、学習サークルを指す(Gülen 2001b: 35)。
- 17) 加えてMizellは、何故ギュレン運動が最も対話が必要なアラブ諸国で活動を行わないのか疑問を呈している。この点に関してYavuzは、「ギュレンは米国(特にギュレンが米国に移住してからはCIA)、そしてグローバリゼーションのエージェントとして見られている。アラブ世界はギュレンに全く共感していない。ギュレンとその支持者も、アラブ世界に必ずしも関与したいとは思っていない。何故ならば、アラブ世界がイスラームを正しく理解できるとは信じていないからだ」と指摘している(Yavuz 2004)。
- 18) ギュレン運動擁護者である後述のKoç,DoğanはRachelの論文に対して激しい批判を浴びせ、それをギュレン運動支援サイトであるhttp://www.fethullahgulenforum.orgに公表している。またTodaysZamanはギュレン運動に敵対的な論文29本を名指ししているが、そこには、Hikmet,Cetinkayaの論文も6本存在する(TodaysZaman 2011)。
- 19) ギュレンは自分自身やギュレン運動に、疑惑が向けられていることに対して、「私の行動をトルコ人の多くが 疑っているとは思わない。私の理想やヴォランティア運動が疑われるのも、メディアがいつも同じ手法と理由 で付きまとうからであり、こうした極端な印象が叫ばれることで、騙される人々が出てしまっている」と非難 している(Gülen 2008)。
- 20) 反テロ法は、「階級、人種、宗教、地域の違いを利用して国民間の敵対感情を煽ること」を禁止している。
- 21) 加えて、Koçが指摘したように、トルコ国民を聴衆の対象としている起訴状では、ギュレンは「過激なイスラーム主義者」として表象することに重点が置かれている。
- 22) 同抗告状は、ギュレン自身が「私自身について話すことは常に避けてきた」としつつも、起訴状に対する反論だけでなく、科学、経済、イスラームと民主主義、アタテュルク、トルコ軍、世俗主義、国家、共和制、教育、光の家、テロ活動に関する、ギュレンのこれまでの意見を総括したものになっている。政治的意見を可能な限り避けてきたギュレンの思想や理念の一端を知る上で、非常に有益な資料となっており、本稿でも適宜使用している(Gülen 2001b)。
- 23) ギュレンはかつて、「(自身が議員になる、もしくは誰か候補者を立てるといった) そうした目標や試みは一度としてない。私の願いは、常に名誉と尊厳、道徳的姿勢を持つ者が政府にいて欲しいということである。だが私がそうなろうと思ったことはない」「25歳の時にそう求められた時があったが、これを拒否した。私は神の側にいることを選んだ」と発言している(Gülen 2001b: 4)。
- 24) ギュレンは基本的に、ギュレン運動を「ヴォランティア運動」「ヒズメト運動」と表し、自身の名が冠された名称は使用しない。「ヒズメト (Hizmet)」とは、奉仕、サービスの意味であり、ギュレン運動と同義で使用されている。
- 25) ギュレンはシャリーアに依拠した国家体制が必要だと考えている者は、その意味を知らぬ者だとする。「シャリーアとは宗教 (din) と同義である。つまり神の命令、預言者の言行、ムスリム共同体のコンセンサスに支持された宗教的生活を意味する。宗教的生活に関して、国家行政が関係する原則はイスラーム全体の5%であり、

残りの95%は信仰や道徳的原則、イスラームの柱を構築するものである」(Gülen 2005: 451) として、シャリーア=特定の政治体制という言説を否定している。

- 26) トルコにおける国家主義者とは、トルコ民族、トルコ語、トルコ文化(スンニ派イスラームハナフィー学派)、 共有された歴史、伝統、価値観、理想を含めたトルコ性のアイデンティティーを国民的紐帯として強調する者 を指し、国家的アイデンティティーと同義として認識される。しばしば同じ国民国家の成員であるユダヤ、キ リスト、ギリシャ、アルメニア、アレヴィー、クルドといった宗教的、民族的マイノリティーを排除する要因 となってきた(Cağaptay 2006)。
- 27) スーフィー (Şūfi) とは、特定の宗派や教義ではなく、イスラーム神秘主義の一端として認識されており、主に精神修行を通した神との一体化を図ったものである。またこれに関連した詩や思想、哲学などにも広義に適応されている。
- 28) ネイション (Nation) の定義に関しては、その国民国家が置かれた政治社会的状況によって、理解や解釈が異なるが、本稿では、言語、民族、宗教、歴史、祖先を共有することで統合される共同体とし、ナショナリズム (Nationalism) とは、このネイションに依拠した国民国家の実相に一致を求める政治的、世俗的原理とする。 ギュレンは確かにネイションに「一致を求める」、つまり同化主義的圧力に対しては反対であり、「他者」を尊重するが、トルコ人ムスリムを主要な国家、民族、そしてイスラームの発展要素としており、明確な「我々」 意識に根差すネイションを想定している。
- 29) 人種主義、レイシズム (Racism) とは人種性や民族性に差異や区別を設けることで、優劣性を生み出す概念である。民主主義社会においても、人種ではなく、文化の優劣性に根差した新たなレイシズムが発生している。
- 30) トルコ・ナショナリズムの一種であり、中央アジアを故地とするトルコ系諸民族の一体性を追求する思想である。
- 31) 「アナトリア」とは、現在のトルコ国土を指しており、ギュレンは広範な領土に包摂性を持たせた出生地主義的なネイション概念を提示しつつも、伝統と歴史、民族に裏打ちされた本質主義的ネイション概念もまた垣間見せている。
- 32) ギュレンは、ギュレン運動がトルコ系アジア諸国に学校を設立していることに関して、「我々(トルコ人)がアジアに住む我々の兄弟と同族者に対して恩義を感じていると信じている。(中略)(トルコ系諸国での教育活動を促す発言とは)こうした課題に対して、トルコ民族の動員を呼びかけるためのものであった」と発言している(Gülen 2001b: 51)。
- 33) スンナ (Sunnah: 慣行) とは預言者ムハンマドの言行禄であり、ムスリムとして推奨される慣習行為を指す。
- 34) ハディース(Hadith)とは預言者ムハンマドの言行録であり、聖典クルアーンに次ぐイスラーム教の基本理念にあたる。スンナと同義的に使用されることもあるが、こちらはムハンマドが「人間として」語った言葉、行為の集大成である(牧野1996: 186-193)。
- 35) 中央アジアを放地とするトルコ人がイスラームを受容し、その発展に寄与し、大帝国を築き上げ、現代トルコでも柔軟なイスラームを体現しているという理論は、トルコの宗務庁長官の理論と非常に親和性が高く、この点では国家的アイデンティティーとギュレンの見解は一致していると指摘できる。ただし、宗務庁は自身らの宗教的解釈が伝統と歴史に裏打ちされたイスラームであるとしている点で、トルコ国内のイスラームは正当性を獲得できないという構図が存在する。詳しくは鈴木(2014)を参照されたい。
- 36) ギュレンは、トルコ語世界にも多大な影響を与えた、愛と寛容の精神的指導者であるスーフィーの詩人として、Rumi、Yunus Emre、Ahmed Yesiviを挙げ、現代トルコにおいてはベディウズザマンの名を挙げている(Gülen 2004: 58, 93)。オスマン帝国からトルコ共和国にかけてのスーフィズム研究に関しては(ダニシマズ 2007: 314-332)等を参照されたい。
- 37) ギュレンは、トルコがイスラーム的権利と宗教的自由が確保されている点で、世界でも稀な地として、イラン、イラク、リビヤ、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、サウジアラビアと差別化を図っている(Gülen 2001b: 45)。彼にはイスラームが民主的要素と矛盾しない発展を遂げたのは、アラブでもイランでもなく、トルコだという自負がある。
- 38) 紙面の都合上、ギュレン運動によるマイノリティーへの視座を詳細に検討することはできないが、「トルコ・イスラーム」が現代トルコにおいて、「寛容と排除」という二律背反の機能を有している点に関して、ギュレン運動内で内省的な議論が展開していくのかどうか、彼らのマイノリティーに対する言説、活動に建設的な批判を

今後加えていきたい。

参考資料・文献一覧

資料(ギュレン著作・抗告状、ギュレン側弁護士による答弁書、国家安全保障検察官による ギュレンへの起訴状、最高裁判所判決文、アバント会議最終提言etc)

- Abant Platform, 2009, "Rethinking the Kurdish problem," *TodaysZaman*, March 21, 2009, (Retrieved 12, January 2012, http://www.abantplatform.org/Haberler/Detay/859/Levent%20Köker%20Rethinking%20the%20 Kurdish%20problem).
- ———, 2013, "Final Declaration of the 30th Abant Platform Meeting "Alevis-Sunnis: Searching for a Peaceful Future Together," *TodaysZaman*, December 15, 2013, (Retrieved 12, January 2012 http://www.abantplatform.org/Haberler/Detay/2573/,).
- DREL (Defense in Relation to the Essence of the Lawsuit), 2011, "Table of contents and sections 5 and 6 of the trial brief submitted by Fethullah Gülen's attorneys," *Gülen Trial: The Gülen Legal Journey*, :1–78.
- FGülen.com, 2012, "About Fethullah Gülen and the Gülen Movement," FGulen.com,: (Retrieved 27, April 2014, http://en.fgulen.com/sitemap).
- Gülen, Fethullah, 1995a, "The "Turkish Islam Expression"," Zaman Daily, (Retrieved 26, April 2014, http://en.fgulen.com/sitemap).
- ———, 1995b, "The "Turkish Islam Expression"," *Hürriyet Daily*, (Retrieved 26, April 2014, http://en.fgulen.com/sitemap).
- , 1997a, "Islam and the Turks"," Sabah Daily, (Retrieved 26, April 2014, http://en.fgulen.com/sitemap).
- ———, 1997b, "Fethullah Gülen's View on Turkey's Various Issues," *Milliyet and NTV*; 1–14, (Retrieved 8, April 2012, http://www.fethullahgulen.org/pressroom/.claims-and-answers/1203-fethullah-gulens-views-on-turkeys-various-issues.htm).
- 2001a, "A Comparative Approach to Islam and Democracy," SAIS Review, 21(2): 133-138.
- ————, 2001b, "Fethullah Gülen's Testimony, taken by Assistant U.S. Attorney Bruice Repetto," *Gülen Trial:The Gülen Legal Journey*; 1–74.
- ————, 2004, Toward a Global Civilization of Love and Tolerance, New Jersey: The Light, Inc. & Işık Yayınları.
- 2005, "An Interview with Fethullah Gülen," The Muslim World (95): 447–467.
- ————, 2008, "Voice:Meet Fethullah Gülen, the World's Top Public Intellectual," *Foreign Policy and Prospect magazine*, (Retrieved 12, January 2014, http://www.foreignpolicy.com/articles/2008/08/03/meet_fethullah_gulelen_the_worlds_top_pulic_intellectual).
- ———, 2014, "Fethullah Gülen's interview with The Wall Street Journal in English," *REAL TIME Turkiye*, (Retrieved 4,August 2014,http://realtime.wsj.com/turkey/2014/01/21/fethullah-gulens-interview-with-the-wall-street-journal-in-english/).
- Gülen Trial, 2012, "Cases Brought by Fethullah Gülen's Attorneys Related to the Media Defamation Campaign Against Him," *The Gülen Legal Journey*: 1–17.
- T.C.ANKARA DEVLET GÜVENLİK MAHKEMESİ CUMHURİYET BAŞSAVCILIĞI (T.C.ADGMCB) HAZIRLIK NO: 1999/420 ESAS NO: 2000/. İDDİANAME NO.: 2000/.: 1–52.
- Yargıtay (Republic of Turkey Supreme Court General Board of Criminal Department), 2012, "Supreme Court Office: 9th Criminal Bureau: Number 124–20," Gülen Trial: The Gülen Legal Journey; 1–14.

文献

- Bilici, Muchahit, 2006, "The Fethullah Gülen Movement and Its Politics of Representation in Turkey," *The Muslim World*, 96: 1–20.
- Bozkurt, Abdullah, 2008, "Democracy tree grows in Abant as Turks and Kurds bond" *Todayszaman*, (Retrieved January 12, 2014, http://www.todayszaman.com/newsDetail_getNewsById.action?load=detay&link=146834).
- Çağaptay, Soner, 2006, Islam, Secularism, and Nationalism in Modern Turkey: Who is a Turk?, New York: Rout-

ledge.

- ダニシマズ、イディリス、2007、「アナトリア・スーフィズム論の射程——トルコにおけるスーフィズム研究を中心 に」『イスラーム世界研究』1(2): 314-332.
- Ergene, M. Enes, 2004, "Introduction," M. Enes, Ergene eds. *Toward a Global Civilization of Love and Tolerance*, New Jersey: The Light, Inc. & Işık Yayınları, v–x.
- Gözaydın, B. İştar, 2009, "The Fethullah Gülen movement and politics in Turkey:a chance for democratization or a Trojan horse?," *Democratization*, 16(6): 1214–1236.
- Grinell, Klas, 2009, "Conservative, democracy, and a decolonial option: Reading Fethullah Gülen as a political thinker," Academia edu-share research: 1–13.
- Gülen Institute, 2010, Fethullah Gülen Biographical Album: the University of Houston Graduate College of Social Work and the Institute of Interfaith Dialog.
- Güzeldere, E. Eddy, 2009, "Civil society,human rights and the Kurdish question," *European Stability Initiative*: 1–16. Hendrick. D, Joshua, 2011, "Neo-liberalism and 'Third Way' Islamic Activism: Fethullah Gülen and Turkey's New Elite," Keskin, Tugrul.eds., *The Sociology of Islam: Secularism, Economy and Politics;* Ithaca Press, 61–89.
- ———, 2013, Gülen:the Ambiguous Politics of Market Islam in Turkey and the World, New York: New York University Press.
- Khan, A. Maimul, 2011, The Vision and Impact of Fethullah Gülen: A New Paradigm for Social Activism, Izmir: Blue Dome Press.
- Koç, Doğan, 2011, "Strategic Defamation of Fethullah Gülen: English vs. Turkish," European Journal of Economic and Political Studies, 4(1): 189–244.
- Mizell, Aland, 2007, "The Rise of a New Ottoman Empire: The Trap of Interfaith Dialogue," *Kurdish-aspect.com*, (Retrieved January12,2014,http://www.kurdishaspect.Com/doc100107AM.html).
- Nereid, T. Camilla, 1997, In the Light of Said Nursi: Turkish Nationalism and the Religious Alternative, London: C. Hurst & Co Ltd.
- Park, William, 2007, "The Fethullah Gülen Movement as a Transnational Phenomenon," Yılmaz, İhsan, et al eds., International Conference Proceedings. Muslim World in Transition: Contributions of the Gülen Movement, London: Leeds Metropolitan Press, 46–59.
- 鈴木慶孝, 2013, 「現代トルコにおけるクルド市民への社会的排除に関する一考察: 国内避難民問題に関する報告書を中心として」『法学政治学論究』99: 199-229.
- 牧野信也,1996,『イスラームの原点―<コーラン>と<ハディース>』中央公論社.
- Rubin, Michael, 2008, "Turkey's Turning Point: Cold there be an Islamic Revolution in Turkey?," *National Review Online*, (Retrieved January 12,2014,http://www.meforum. Org/1882/turkeys-turning-point).
- Sharon-Krespin, Rachel, 2009, "Fethullah Gülen'in Büyük İhtirası Türkiye'deki İslamcı-lık Tehlikesi," *Middle East Quarterly*: 55–66.
- Tittensor, David, 2014, THE HOUSE OF SERVICE: The Gülen Movement and Islam's Third Way, New York: Oxford University Press.
- TodaysZaman, 2011, "Dozens of the anti-Gülen and anti-Gülen Movement books on the shelve," *Todayszaman*, (Retrieved 14, January 2014,http://www.todayszaman.com/newsDetail_getNewsById.action.jsessionid=6F72E8FB 0D4E29E74736DB1861A285EE?newsId=251441).
- Vahide, Şürkan, 2005, ISLAM IN MODERN TURKEY: An Intellectual Biography of Bediuzzaman Said Nursi, New York: State University of New York Press.
- Vicini, Fabio, 2007, "Gülen's Rethinking of Islamic Pattern and Its Socio-Political Effects," *Gülenconference*; 430–444. Waxman, Dov, 2000, "Islam and Turkish National Identity: A Reappraisal," *Turkish Year book of international*, 30: 1–22.
- Yavuz, M. Hakan, 2004, "The Gülen Movement:a modern expression of Turkish Islam: Interview with Hakan Ya-

vuz,": Religioscope, (Retrieved 4, August 2014, http://religion.info/english/interviews/article_74.shtml).

WebSite

Fethullah Gülen Official Web Site (http://en.fgulen.com/) Fethullah Gülen Forum (http://www.fethullahgulenforum.org)